

平成17年度随時監査（設計委託業務）（監査対象：都市計画総局）

指摘の概要	措置内容	措置状況
(1)契約に関する事務について ②前払い金の支払い条件 小学校校舎改築工事の実施設計委託業務において、前払い金の支払条件は契約図書等指定すべき事項になっているにもかかわらず、記載していない事例が見受けられた。 契約書上の規定を適正にすべきである。 （都市計画総局建築技術部）	平成18年8月1日の設計監理業務委託関係規定集の改訂に合わせて、契約書の「あらかじめ指定した設計業務については」の文言を削除いたしました。	措置済